

障がいをお持ちの方に配慮した取組みについて

かぶしきがいしゃ ほうわぎんこう
株式会社 豊和銀行

当行では、障がいをお持ちの方に当行の施設やサービスなどを安心してご利用いただけますよう、以下の対応をはじめとした合理的な配慮について積極的に取り組んでおりますので、ご遠慮されることなく当行行員までお気軽にお申し出・ご相談ください。

○視覚障がい者対応ATMの設置

各店舗内のATMについて、視覚障がい者対応ATMを設置しております。

○振込手数料の引き下げ

視覚障がいなどをお持ちで、ATMのご利用が困難なお客さまが窓口でお振込をされた場合の振込手数料を、ATMを利用して振込を行われる場合の手数料(カード利用時)と同額に引き下げしております。

○コミュニケーションボードの備置

耳の不自由な方、文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な方のために、ボードに文字や取引が図で記載されており、指し示すことでコミュニケーションをとることができる「コミュニケーションボード」を各店舗に備置しております。

○筆談による対応

耳の不自由な方につきまして、ご本人さまからのご希望により筆談対応をいたします。

○代読による対応

目が不自由な方につきまして、ご本人さまからのご希望により、当行所定の対応により代読によるご説明をいたします。その際には、代読の内容が他のお客さまに知られることのないよう配慮いたします。

○記入代行による対応

目や手が不自由で自筆が困難な方につきまして、ご本人さまからのご希望により、当行所定の対応により記入の代行業をさせていただきます。

○関係法令・ガイドライン等の遵守

当行は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)および「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」等の関係法令等を遵守して、障がいをお持ちの方が当行の施設、サービスなどを利用するに当たって、不当な差別をすることなく適切かつ誠実に対応いたします。

い じょう
以上